

汚染土壌対策技術検討委員会設置要領

(設置)

第1条 青森・岩手県境不法投棄現場の原状回復対策協議会（以下「協議会」という。）における検討事項のうち、汚染土壌対策の具体的手法に関する技術的評価を行い、協議会の検討等に資するため、協議会設置要領第8条の規定に基づき汚染土壌対策技術検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

(所掌)

第2条 検討委員会は、汚染土壌対策の具体的手法等に関する技術的評価を行うこととし、検討結果は協議会に報告するものとする。

(組織)

第3条 検討委員会は、環境生活部長（以下「部長」という。）が委嘱する委員をもって組織する。

2 委員の任期は2年とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 検討委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は、委員の互選による。

3 副委員長は、委員長が選任する。

4 委員長は会務を総理し、会議の議長となる。

5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会は、委員長が招集する。

(意見の聴取)

第6条 検討委員会は、第2条に定める所掌事項の審議に関し、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、岩手県環境生活部廃棄物特別対策室において処理する。

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、検討委員会の運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成18年12月16日から施行する。

2 この要領は、平成24年4月1日から施行する。